

無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用について(外務大臣宛て)

調達代理契約の締結等が遅延して贈与資金の全額が	
相手国口座に保有されたままとなっている事業に係る贈与資金残高(1)(支出)	15億円
進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている	
事業に係る贈与資金残高(2)(支出)	63億0122万円
(1)及び(2)の計(支出)	78億0122万円

1 制度の概要

(1) 経済社会開発計画の概要

外務省は、貧困削減を含む経済や社会の開発に取り組む事業(事業)を実施する開発途上にある国及び地域(開発途上国)に対し、その事業に必要な資機材等の調達のための資金の贈与を行う無償資金協力(経済社会開発計画)を実施している。

経済社会開発計画の実施に当たって我が国と援助の相手となる開発途上国(相手国)の間で取り交わす交換公文及び事業実施に係る詳細手続に関する合意議事録(これらを「交換公文」)によれば、資機材等の調達の事業が効率的、円滑かつ適切に実施されるよう、相手国は、調達のノウハウを有するとして同省から推薦された団体(調達代理機関)と調達代理契約を締結することとされ、調達代理機関が相手国に代わって資機材等の調達の契約等を実施する方式により事業を行うこととされている。

(2) 経済社会開発計画の実施の流れ

経済社会開発計画は、交換公文等に基づいて、おおむね次のように行われることとされている。

①在外公館は、相手国から事業の要請書の提出を受け、内容を確認し、要請書等を外務省本省に送付する。②同本省は、送付された要請書等の内容を確認し、妥当と判断した場合には、財務省と財務実行協議を行った上で、支援の実施計画を内閣に送付する。内閣は閣議決定を行い、我が国は、当該閣議決定に基づき、相手国と交換公文を締結する。③相手国は、相手国名義の口座(相手国口座)を開設して、外務省本省は贈与資金を相手国口座に送金する(送金した日を「贈与実施日」)。④相手国は、交換公文の発効後、原則3か月以内に調達代理機関と調達代理契約を締結する。⑤在外公館及び相手国は、調達代理機関をアドバイザーとする政府間協議会を開催する。⑥相手国は、贈与実施日から起算して12か月以内又は両国政府の関係当局間の相互の合意により支払の期限が延長された期間内において、相手国口座から調達代理機関の口座(調達代理口座)に確実に贈与資金の支払を行う。⑦調達代理機関は相手国に代わり、入札等により資機材等の調達契約を締結する。⑧調達代理機関は、四半期ごとに入札結果や業者への支払状況等に関する報告書(四半期報告書)を同本省等に提出する。⑨調達代理機関は、全ての資機材等の調達が完了するなどした後、同本省等に完了報告書を提出する。

(3) 事業実施状況のモニタリング

同省は、調達代理機関から四半期報告書の提出を受けるとともに、必要に応じて相手国の事業実施機関からの聞き取りや現地視察を通じてモニタリングを行うことになっており、その結果を踏まえて、在外公館は、進捗が低調であるなどの事業が見受けられた場合には、相手国の事業実施機関等に対して必要な働きかけを行うことになっている。

2 本院の検査結果

我が国が平成23年度から29年度までに交換公文を締結した経済社会開発計画計270事業(92か国及び1地域、贈与額計1214億2500万円)を対象として検査及び現地調査を行ったところ、次のような事象が見受けられた。

(1) 事業の実施状況及び完了に要した期間

上記の経済社会開発計画270事業について、30年度末における事業の実施状況をみると、全ての資機材等の調達完了として調達代理機関から完了報告書が提出された事業(完了事業)は169事業、実施中の事業は101事業となっており、完了事業169事業について交換公文締結から完了報告書提出までに要した期間は平均で2.80年となっていた。

(2) 実施中の事業の進捗状況

ア 調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている事態

実施中の101事業についてみると、我が国とケニア共和国が28、29両年度に交換公文を締結した2事業(贈与額計10億円)では、30年度末において交換公文発効日から945日及び380日が経過しているのに、同国内における事務手続の遅延等により、調達代理契約が締結されていなかった。また、我が国とベトナム社会主義共和国が28年度に交換公文を締結した1事業(贈与額5億円)では、調達代理契約が締結されていたものの、30年度末において贈与実施日から740日が経過しているのに、同国内における事務手続の遅延等により、贈与資金が調達代理口座に支払われていなかった。このため、30年度末において、上記3事業の贈与資金の全額である計15億円が相手国口座に保有されたままとなっていた。同省は、相手国に対して、調達代理契約を速やかに締結することなどの働きかけを行う必要があったが、在外公館は、上記の3事業について、調達代理契約の締結や相手国口座から調達代理口座への支払の期限等について認識しておらず、これらの働きかけを十分に実施していなかった。また、同本省が相手国口座に保有されたままとなっている贈与資金の取扱いに係る対応について定めていなかったことから、在外公館は、相手国との間で、贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うことについて検討していなかった。

イ 交換公文締結から長期間が経過しているのに事業の進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている事態

実施中の101事業の進捗状況についてみると、我が国と11か国^(注)が25年度から27年度までの間に交換公文を締結した12事業(贈与額計71億5000万円)では、30年度末において交換公文締結から3年以上の期間が経過しているのに事業の進捗が低調となっていて、贈与資金の50%以上に当たる計63億0122万円が調達代理口座に保有されたままとなっていた。

同省が事業の実施状況のモニタリングをどのように行っていたかについてみると、政府間協議会における協議や在外公館の通常業務を通じて、相手国の事業実施機関からの聞き取りや現地視察を通じた詳細な状況の把握を行っている事業が見受けられた一方で、モニタリングの内容が四半期報告書等の確認にとどまっている事業が見受けられた。

また、上記のモニタリングの結果を踏まえて、同省から相手国に対する働きかけをどのように行っていたかをみると、相手国の事業実施機関の担当者に対する電話や電子メールによる申入れのほか、遅延の要因となっている事務を所掌する関係機関を交えた協議等を実施して、事業の進捗に向けた働きかけを行っていた。しかし、進捗が低調となっている12事業において、同省は、相手国の事業実施機関の担当者に対して電話や電子メールによる申入れを行ったとしているものの、相手国の事業実施機関からの聞き取りや現地視察を通じた詳細な状況の把握及び相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけを十分に行っていなかった。また、同本省が調達代理口座に保有されたままとなっている贈与資金の取扱いに係る対応について定めていなかったことから、在外公館は、相手国との間で、贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うことについて検討していなかった。

(注) 11か国 アフガニスタン・イスラム共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、インドネシア共和国、キルギス共和国、マダガスカル共和国、ナイジェリア連邦共和国、フィリピン共和国、セントクリストファー・ネイビス、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、ウクライナ

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

同省において、経済社会開発計画における贈与資金が効率的に活用されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 事業のモニタリングの実施に当たり、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業又はそのおそれがあると認められる事業を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるとともに、必要に応じて、相手国との間で、贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うことができるよう贈与資金の取扱いに係る対応について定めて、これらを在外公館に通知すること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ 調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている事業及び交換公文締結から長期間が経過しているのに進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている事業について、アの通知に基づいて、相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけや、必要に応じて、相手国との間で贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うこと(同法第36条の規定により意見を表示するもの)